

2023年度

2023年10月1日現在

# 小樽市中小企業等振興資金 融資取扱要綱

小樽市産業港湾部  
産業振興課

# 目 次

1	小樽市中小企業等振興資金融資取扱要綱	1
2	小樽市中小企業等振興資金融資取扱細目	2
	別表 中小企業等の範囲	4
	様式第1号 (小樽市中小企業等振興資金融資あっせん申込書)	5
	様式第2号 (小樽市中小企業等振興資金融資に係る事業計画書)	6
	様式第3号 (設備完了届)	7
	様式第4号 (融資条件変更届)	8
3	預託金の取扱い	9
	別表 市が預託すべき資金の負担割合	11
	様式第5号 (小樽市中小企業等融資制度預託金通知書)	12
4	各資金の融資条件等	13
	中小企業特別資金 (マルタル資金)	14
	経営安定短期特別資金	15
	設備総合資金	16
	商店街グレードアップ資金	19
5	添付書類一覧表	20
6	報告書関係	21
	様式1 (融資状況報告書)	22
	様式2 (総括表)	23
	様式3 (融資実行報告書)	24
	様式4 (マルタル資金融資実績報告書)	25
7	「小樽市中小企業等振興資金」融資までの流れ	26

# 1 小樽市中小企業等振興資金融資取扱要綱

## 第1 目 的

この要綱は、小樽市中小企業等振興条例及び同施行規則に基づき、中小企業等の金融の円滑化と設備の近代化及び合理化を促進するため必要な資金の融資を行い、その振興を図ることを目的とする。

## 第2 定 義

- 1 この要綱で「中小企業等」とは、別表のいずれかに該当するものをいう。
- 2 この要綱で「工場等」とは、工場・特殊装置を伴う建築物をいう。

## 第3 資金の種類

小樽市中小企業等振興資金の種類は、次のとおりとする。

(1) 中小企業等の経営の安定化と健全化を促進するための資金
① 中小企業特別資金（マルタル資金） ② 経営安定短期特別資金
(2) 中小企業等の設備の近代化及び合理化を促進するための資金
① 設備総合資金 ② 商店街グレードアップ資金

## 第4 資金措置

融資の原資となる預託金の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第5 融資の対象

- 1 次の各号のすべてに該当するものを融資対象とする。
  - (1) 小樽市内に事業所を有する中小企業等であること。
  - (2) 小樽市内において、事業を営んでいること。
  - (3) 許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること。
  - (4) 北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
  - (5) 市税〔市民税（個人）、法人市民税、固定資産税、都市計画税等〕の納付状況が良好の者。
- 2 設備総合資金で次の場合は、1－（1）及び（2）の規定を適用しない。
  - (1) 小樽市土地購入資金の融資を受けた土地に工場等を新築、増築、改築、購入する場合
  - (2) 小樽市が誘致した企業で市内に工場等を新築、増築、改築、購入する場合

## 第6 融資の条件

- 1 第3に定める資金の融資条件その他必要な事項については別に定めるものとする。
- 2 融資可能額は、融資限度額から既往融資残高を除いた額とする。

## 第7 融資の取扱い

- 1 取扱金融機関は、この要綱の定めるところにより、適正かつ効果的に融資の取扱いをするものとする。
- 2 取扱金融機関は、この要綱による融資について歩積み、両建ては行わないものとする。

## 第8 融資のあっせん

- 1 設備総合資金、商店街グレードアップ資金に係る融資あっせんの申込みは、「小樽市中小企業等振興資金あっせん申込書」（様式第1号）及び「小樽市中小企業等振興資金融資に係る事業計画書」（様式第2号）を小樽商工会議所に提出することにより行う。
- 2 取扱金融機関及び北海道信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、1の資金の申込者に対して別に定める添付書類の他に資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 1の資金の申込者は、設備の新築、増築、改築、購入が完了してから10日以内に、領収書または振込通知書（控）の写しを添付の上、「設備完了届」（様式第3号）を市へ提出するものとする。

## 第9 融資状況の報告

- 1 取扱金融機関は、次に掲げる報告書を市に提出するものとする。
  - (1) 小樽市中小企業等振興資金融資状況報告書
  - (2) 小樽市中小企業等振興資金制度融資総括表
  - (3) 資金融資実行報告書
  - (4) 中小企業特別資金（マルタル資金）融資実績報告書
- 2 前項の報告書について必要な事項は別に定める。

## 第10 その他

- 1 この要綱を実施するため市が必要と認めた場合、取扱金融機関や融資借入者に対して、関係書類の調査を行い、資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 市は、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、取扱金融機関や北海道信用保証協会と協議の上、第3に定める資金の取扱いを取り消すことができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど取扱金融機関や北海道信用保証協会と協議の上、決定するものとする。

# 2 小樽市中小企業等振興資金融資取扱細目

## 1 融資対象について

- (1) 個人事業の場合、小樽市内に事業所と住民登録があること。
- (2) 本社が市外にあり支店等が市内にある場合、①支店等の登記がなされていて支店等の事業実績があり、②資金使途が市内の支店等に係る事業資金であること。支店等からの申込みの場合、支配人登記または取締役会議事録の必要な場合がある。
- (3) 個人から法人成りした場合、代表者が同一であり実質的に事業の継続であることが認められる場合は事業実績とする。
- (4) 個人事業における事業の継承については、事業主が病気、高齢等の理由で親族に継承する場合のみ事業実績とする。
- (5) 複数の業種を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる業種とする。
- (6) 北海道信用保証協会の対象業種と対象外業種を兼業している場合は、対象業種に使用されることが明らかな資金使途を融資対象とする。
- (7) 店舗併用住宅の場合、住居部分に係る費用（土地購入費含む）は融資対象としない。対象部分及び非対象部分の算定については見積書等により行うが、明確に分離することが難しい場合は、床面積の割合をもって算定する。

(8) 設備の設置場所は小樽市内であること。また、設備の設置後の融資申込みはできない。

## 2 従業員について

(1) 常時使用する従業員

ア 別表の中小企業の範囲中①中小企業者の常時使用する従業員は、次のいずれかに該当するものをいう。

① 正社員、正職員などの常用従業員（法人の役員、個人事業主を除く）

② 臨時社員、臨時職員、パートタイマーなどは、雇用の継続性を問わず、年間就業日数の概ね2分の1以上の期間雇用している者

イ 個人事業者における家族従業員については、有給であっても、事業主と生計を一にしている3親等以内の親族であれば常時使用する従業員に含まない。

(2) 常時使用する従業員数

別表の中小企業の範囲中①中小企業者の常時使用する従業員数は、本・支店、工場、営業所等における(1)の常時使用する従業員の総数とする。

## 3 融資条件について

(1) 資金用途について

① 生活資金、住宅建設資金、教育資金など事業のための資金として認められないものは除く。

② 消費税は、融資の対象とする。

③ 消費税以外の税金、不動産登記手数料、自動車登録料については融資の対象外とする。

(2) 融資限度額について

① 融資限度額の範囲内においては、反復融資を可能とする。

② 融資可能額を算定する際の既往融資残高には、他の金融機関の融資残高を含むものとする。

(3) 融資利率について

① 融資利率は原則として、毎年4月に見直すものとする。なお、変動金利については10月に見直しを行う。この見直しの基準日は各々3月1日と9月1日とし、基準日時点の長期プライムレートに基づき融資利率を決定するものとする。この場合、金融機関の判断で上限の年利率より低い利率を設定することができる。

② 金融機関の判断で既往の融資の利率を変更する場合、上限の年利率より低い利率で設定するものとする。

(4) 変動金利について

既往の融資の利率は、(3)の融資利率見直しの日から2か月以内の取扱金融機関が定める日に変更するものとする。なお、見直しの日から2か月以内に約定返済が到達しないものについては直近の約定返済到来時に変更するものとする。

(5) 条件変更について

① 既往の融資について、返済条件の変更を行う場合は、要綱「第6 融資の条件」により定めた融資条件の範囲内で行う。ただし、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定をし、条件変更を行ったもので、融資期間が延長となる場合はこの限りでは無い。

② 前項の条件変更を行った場合は「融資条件変更届」(様式第4号)により報告し、変更後の償還表等を資料として添付すること。

## 4 その他

不明な点については、小樽市産業港湾部産業振興課融資担当へ問い合わせること。

## 中小企業等の範囲

## ① 中小企業者

業 種	資本金・出資金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業・建設業・鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医 業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

※「資本金・出資金」又は「常時使用する従業員数」のいずれか一方の条件を満たす方が融資制度の対象となります（個人事業主の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。）。

## ② 中小企業団体

(小樽市中小企業等振興条例による)

事業協同組合	企業組合	商工組合連合会
事業協同小組合	協業組合	商店街振興組合
協同組合連合会	商工組合	商店街振興組合連合会

## ③ その他

(1) 主として、小売業者で構成する団体で市長が認めるもの。(商店街団体)

(2) 上記のほか、特に市長が認めるもの。

小樽市中小企業等振興資金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

次のとおり、小樽市中小企業等振興資金の融資を受けたいので、申込みをいたします。

資金名			申 込 人	住所 (所在地)	〒 電話 ( )	
創業	年 月 日			法人名 (名称)	ふりがな	
法人設立	年 月 日				印	
資本金 (出資金)	万円			氏名 (代表者)	ふりがな	
業種						
従業員 (組合員数)	常用	人・臨時 人	人			
資金調達方法			融資希望 金額	万円		
総所要額		万円		希望金融機関名	銀行 信用金庫 金庫 支店	
内 借 入 金 訳	本資金	万円			資 金 使 途	運転 資金
		万円		設備 資金		
		万円				
	自己資金	万円				
借入金状況 ( 年 月 現在)			連 帯 保 証 人	氏名	住所	備考 (職業・年齢等)
金融機関名	借入残額	左のうち保証付				
	万円	万円	担 保	名称等	所在地	備考 (数量等)
計	万円	万円				

## 小樽市中小企業等振興資金融資に係る事業計画書

年 月 日

資金名	法人名(名称)					
	氏名(代表者)					
事業名						
機械・装置等導入の場合	設備の設置場所(所在地)	小樽市	丁目(町)	番(番地)	号	
	設備の名称	数量	単価(万円)	金額(万円)		
		合計				
	設置予定年月日	年	月	日		
建物の新築・増改築・購入及び土地購入の場合	区分	1、新築	2、増改築	3、改装	4、購入	
	建物の設置場所(所在地)	小樽市	丁目(町)	番(番地)	号	
	建物の所有者					
	区分	床面積	建設にかかる費用	備考		
	工場・店舗等 融資対象部分	m <sup>2</sup>	万円			
	住宅等 融資対象外分	m <sup>2</sup>	万円			
	合計	m <sup>2</sup>	万円			
	着工予定年月日	年	月	日		
	完工予定年月日	年	月	日		
	購入予定年月日	年	月	日		
購入する土地の地番	小樽市					
購入する土地の価格	円					



(宛先) 小樽市長

住 所  
 (所在地) \_\_\_\_\_  
 フリガナ  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (代表者) \_\_\_\_\_ 印

### 設 備 完 了 届

小樽市中小企業等振興資金制度により、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ (銀行・信用金庫・金庫) \_\_\_\_\_ (本店・支店) を

通じ融資を受けた設備については、下記のとおり、設置を完了いたしましたのでお届けします。

#### 記

1 設備資金名	設備総合資金・商店街グレードアップ資金		
2 設備の内容	(名称 _____) を新築・増改築・改装・購入		
3 設備購入額	_____ 万円	4 融 資 額	_____ 万円
※ 支払関係の領収書又は振込書 (いずれもコピー可) を添付してください。			
5 融資条件等	(1) 償還方法について、記入してください。 ① 元金返済開始 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ② 元金返済終了 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ③ 元金返済回数 計 _____ 回 ④ 融資利率 _____ 年 _____ % ⑤ 返済方法 元金均等・元利均等 ⑥ 返済月額 _____ 月額 _____ 円 (元金均等払は元金、元利均等払は元金+利息)  (2) 融資を受けたときの条件について、該当するものに○印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 無条件で融資を受けた <input type="checkbox"/> 保証人をつけた <input type="checkbox"/> 担保を提出した <input type="checkbox"/> 信用保証協会の保証をつけた <input type="checkbox"/> 定期預金、積立預金、その他 ( _____ ) の協力を 要請された		

提出先 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部産業振興課

TEL 0134 (32) 4111

内線 (264)

※ 郵送されても結構です。

(宛先) 小樽市長

取扱金融機関名.....印

### 融資条件変更届

下記のとおり、融資条件を変更しましたので報告します。

#### 記

借入者	住所(所在地): 小樽市.....丁目(町).....番(番地).....号		
	名称:.....		
資金名	当初融資額	運転・設備資金:	万円
変更前		変更後	
1 元金均等返済 3 手形(一括払)	2 元利均等返済 4 その他の返済方法	1 元金均等返済 3 手形(一括払)	2 元利均等返済 4 その他の返済方法
利率	年 %	利率	年 %
融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日	融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日
元金返済回数	回	元金返済回数	回
元金均等額 毎月返済均等額	円	元金均等額 毎月返済均等額	円
その他の返済方法		その他の返済方法	
条件変更適用日	年 月 日	添付書類	
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定を行ったもの			(該当する場合、○を記載)
上記該当の場合、支援を行った認定経営革新等支援機関名 (取扱金融機関が支援を行った場合は記入不要)			
特記事項 (条件変更を要する借入者の状況を記入してください)			

### 3 預託金の取扱い

#### 1 令和5年度預託日

年度当初は4月3日とし、追加は10月31日とする。

#### 2 預託金の算出

##### (1) 年度当初預託分

融資状況報告書の期末残高に、「市が預託すべき資金の負担割合（預託割合）」（別表）を乗じ、預託金を算出する。

$$\text{2月末融資残高} \times \text{預託割合} = \text{預託金額（千円未満切り捨て）} \dots A$$

##### (2) 追加預託分

資金ごとに預託金の不足（過剰）分を算出し、資金間でプール計算を行い、不足分が発生した場合、預託金の追加を行う。

$$\text{9月末融資残高} \times \text{預託割合} = \text{預託金額（千円未満切り捨て）} \dots B$$

$$\text{今期不足（過剰）分} \dots C (=B-A)$$

※ Cが「正」の場合は不足、「負」の場合は過剰

##### (3) 預託金算定の対象外

- ・最終償還期限が到達したもの。

ただし、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき条件変更を行ったもの並びに金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定をし条件変更を行ったもので、融資期間が延長となり最終償還期限を超過したものは預託金算定の対象とする。

- ・最終償還期限内で債権の償却・譲渡等を行ったもの。

##### (4) 預託金通知書

年度当初預託分については4月10日までに、追加預託分については11月10日までに、「小樽市中小企業等融資制度預託金通知書」（様式5）にて市へ通知する。

#### 3 令和5年度預託期間

当初預託分 令和5年 4月 3日 ～ 令和6年 3月29日

追加預託分 令和5年10月31日 ～ 令和6年 3月29日

#### 4 預託金の預け入れ

預託金の預け入れ手続きは、原則、市から通知される「中小企業等振興資金などの融資制度に係る預託金について」をもってその依頼書とする。

## 5 預託金及び利息の返済

- ① 令和6年3月29日に下記の指定する口座へ振り込むものとする。預託金の解約払戻手続きは、原則、市から通知される「小樽市中小企業等融資制度に係る預託金の返還及び利息について」をもってその依頼書とする。

振込先

銀行支店名	北洋銀行小樽中央支店
銀行及び支店コード	0501-341
預金種別	普通
口座番号	119180
口座名義略称（漢字）	小樽市歳計現金
（カナ）	オタルシサイケイゲンキン

- ② 利息計算について

預託金 × 預託利率 × （ 預託日数 / 1年の日数 ） であるが、

預託日数は、預託金の交付を受けた日から預託返済日の前日までの日数とする。  
また、1年の日数は、各金融機関が定める利息の計算方法における1年の日数とする。

## 市が預託すべき資金の割合

令和5年4月1日現在

融資制度名	資金名		預託割合		
小樽市中小企業等振興資金融資制度	中小企業特別資金 (マルタル資金)	5年未満	銀行	0.700/2.098	
			信金	1.300/2.698	
		5年以上	銀行	0.400/2.098	
			信金	1.000/2.698	
		変動金利	銀行	0.700/2.098	
			信金	1.300/2.698	
	(旧) マルタル資金		銀行	0.600/2.098	
			信金	1.200/2.698	
	経営安定短期特別資金			1.650/2.698	
	設備総合資金		10年未満	1.000/2.698	
			10年以上	0.800/2.698	
			変動金利	1.000/2.698	
	(旧) 設備等近代化資金			1.000/2.698	
	(旧) 店舗等改善資金			1.200/2.698	
商店街グレードアップ資金			1.500/2.698		

融資制度名	資金名	預託割合
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観形成事業融資制度	小樽市まちづくり景観形成資金	1.200/2.698

融資制度名	資金名	預託割合
小樽市共同住宅建設改良資金貸付制度	小樽市共同住宅建設改良資金	1.200/2.698
小樽市バリアフリー等住宅改造資金貸付制度	小樽市バリアフリー等住宅改造資金	1.000/2.698

年 月 日

(宛先) 小樽市長

金融機関名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印

小樽市中小企業等融資制度預託金通知書

1 預託金額

資 金 名	預 託 金 額
中小企業設備近代化合理化資金貸付金	円
中小企業経営安定健全化資金貸付金	円
まちづくり景観形成資金貸付金	円
共同住宅建設改良資金貸付金	円
バリアフリー等住宅改造資金貸付金	円
合 計	円

2 預託利率

\_\_\_\_\_ %

3 預託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

## 4 各資金の融資条件等

中小企業特別資金（マルタル資金）	14
経営安定短期特別資金	15
設備総合資金	16
商店街グレードアップ資金	19

### ※融資期間について

小樽市の制度融資における期間の考え方は次のとおりです。

④マルタル資金により1000万円を60回で返済する場合

融資実行日 令和5年4月10日

支払指定日 毎月20日

- |   |   |   |
|---|---|---|
| (1) 第1回支払日<br>令和5年4月20日<br>最終回支払日<br>令和10年3月20日 | ⇒ | <融資期間><br>令和5年4月10日～令和10年3月20日<br>『5年未満』とする。<br>※融資期間の最終日が令和10年4月9日以前なので<br>「5年未満」となります。  |
| (2) 第1回支払日<br>令和5年5月20日<br>最終回支払日<br>令和10年4月20日 | ⇒ | <融資期間><br>令和5年4月10日～令和10年4月20日<br>『5年以上』とする。<br>※融資期間の最終日が令和10年4月10日以降なので<br>「5年以上」となります。 |

## 中小企業特別資金（マルタル資金）

### 1 目的

中小企業等の育成を図るため、その経営基盤となる金融の円滑化に必要な資金を融資する。

### 2 資金構成

		小樽市負担	金融機関負担
融資期間5年未満	銀行	0.700/2.098	1.398/2.098
	信金	1.300/2.698	1.398/2.698
融資期間5年以上	銀行	0.400/2.098	1.698/2.098
	信金	1.000/2.698	1.698/2.698
変動金利	銀行	0.700/2.098	1.398/2.098
	信金	1.300/2.698	1.398/2.698

### 3 融資対象

市内において事業を営んでおり、仕入資金や買掛金の決済、車両、備品等の購入などの事業資金が必要な中小企業等

### 4 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	各 3000万円
融資利率	固定金利 年 1.4%（融資期間5年未満） 年 1.7%（融資期間5年以上10年以内） 変動金利 年 1.3%（融資期間5年以上10年以内）
融資期間	運転資金 10年以内（うち据置6か月以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）
償還方法	原則として月賦償還とする。 必要により一括償還をする場合は、1年以内とする。 ただし、手形貸付根保証制度を利用する場合は、2年以内とする。
信用保証	原則、北海道信用保証協会の保証付きとし、金融機関の判断で例外も認める。
連帯保証人及び担保	原則として、連帯保証人は法人の場合は代表者、個人は不要。ただし、北海道信用保証協会や金融機関が要否を認める場合を除く。 借入内容により担保が必要な場合もある。

### 5 取扱金融機関

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫  
（小樽市内の各支店に限る。）



# 経営安定短期特別資金

## 1 目的

中小企業等の資金需要に応えるため、必要な短期資金を融資する。

## 2 資金構成

小樽市負担	金融機関負担
1.650/2.698	1.048/2.698

## 3 融資対象

市内において事業を営んでおり、短期の運転資金が必要な中小企業等

## 4 融資条件

資金用途	運転資金
融資限度額	1000万円
融資利率	年 1.05%
融資期間	1年以内
償還方法	月賦償還または一括償還とする
信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。
連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。

## 5 取扱金融機関

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫  
(小樽市内の各支店に限る。)

# 設 備 総 合 資 金

## 1 目 的

工場、店舗、設備等の近代化や合理化を促進し、地域産業の振興を図るために必要な資金を融資する。

## 2 資金構成

	小樽市負担	金融機関負担
融資期間10年未満	1.000/2.698	1.698/2.698
融資期間10年以上	0.800/2.698	1.898/2.698
変動金利	1.000/2.698	1.698/2.698

## 3 融資対象

I 市内において事業を営んでおり、設備の近代化や合理化のため、機械、装置、情報処理機器、別に定める特殊車両等を購入する中小企業等

II 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1) 市内において事業を営んでおり、工場等を新築、増築、改築、購入(以下「新築等」という)する中小企業等

(2) 過去に小樽市土地購入資金の融資を受けて取得した土地に、工場等を新築等する企業

(3) 小樽市が誘致し、市内に工場等を新築等する企業

※ (2)及び(3)の場合、本店所在地や企業規模は問わない。

III 市内において、店舗、アパート、事務所を新築等する中小企業等

IV 市内において、貸駐車場を新築等する中小企業等

V 「高度化事業」により企業の体質、構造を改善しようとする取扱要綱の別表「中小企業等の範囲」中②中小企業団体又は③その他の商店街団体であって、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 市内に事業所を有し、市内で事業を行うもの

(2) 北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでおり、その構成員の3分の2以上が融資対象事業を営んでいるもの

☆ 「高度化事業」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第3条に規定する事業及びこれに準じる事業で市長が特に認めたもので、工場、店舗などの集団化・共同化事業、商店街近代化事業、共同公害防止事業などが該当になる。商店街近代化事業とは、商店街の美化施設、アーケード、噴水広場、駐車場、街路灯、ロードヒーティングなどの公益的な施設を整備する事業をいう。

#### 4 融資条件

資金使途	Iの場合 機械等の導入資金 IIの場合 工場等の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 IIIの場合 店舗等の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 IVの場合 貸駐車場の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 Vの場合 高度化事業に供する土地購入資金・建物建築資金・機械設備資金
対象設備	Iの場合 機械・装置・情報処理機器・特殊車両 IIの場合 工場・特殊装置を伴う建築物 IIIの場合 店舗・アパート・事務所 IVの場合 貸駐車場 Vの場合 高度化事業に伴う施設
融資限度額	1億円
融資利率	固定金利 年 1.7% (融資期間10年未満) 年 1.9% (融資期間10年以上15年以下) 変動金利 年 1.6% (融資期間10年以上15年以下)
融資期間	15年以内 (うち据置1年以内)
償還方法	原則として月賦償還とする。
信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付きとする。
連帯保証人 及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。
企業診断	Vの場合、中小企業診断士による診断を必要とする場合がある。

#### 5 取扱金融機関

- (1) 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫  
(小樽市内の各支店に限る。)
- (2) 商工組合中央金庫札幌支店

#### ∞∞ 取扱細目 ∞∞

##### 対象設備について

##### ① 融資の対象になるもの

Iの場合 (設備は原則として、新品であること。)

- 1 機械等の設備導入に伴う付帯工事費
- 2 特殊車両 (クレーン車、フォークリフト、冷凍車、タンクローリー、ミキサー車、パッカー車、ダンプカー等)
- 3 情報処理機器 (ソフトについては、機器本体購入時のみ、セット扱いとして融資対象とする。後日、ソフトのみ購入の場合は、融資対象外とする。)

## IIの場合

- 1 特殊装置を伴う建築物とは、冷凍庫、サイロ、配送センターなどをいう。
- 2 工場、特殊装置を伴う建築物に付随する施設及び造作物の新設、改修等の費用
- 3 工場、特殊装置を伴う建築物の新築等に伴う機械、装置、備品

## IIIの場合

- 1 店舗等には病院、調剤薬局なども含まれる。
- 2 店舗等に付随する施設及び造作物の新設、改修等の費用
- 3 店舗等の新築等に伴う什器、備品
- 4 敷金、営業保証金、権利金
- 5 歴史的な建築物を改築し、店舗等に再利用する場合

※ アパート賃貸業等で個人経営の場合、生計費の半分以上を不動産収入で維持していなければならない。

※ 5の歴史的な建築物とは、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、指定された歴史的建造物及びこれに類する歴史的建造物をいう。

## IVの場合

貸駐車場を新築等する場合、下記の要件を充たさないものは融資対象としない。

- 1 自動車（2輪車を除く）10台以上の収容能力を有すること。
- 2 券売機や券売所などを備え、時間制の有料駐車場として整備されていること。
- 3 収容台数に対し、自家用及び特定契約者利用（月極め等）の占める割合が50%未満であること。

## Vの場合

- 1 高度化事業に伴う設計料

## ② 融資の対象にならないもの

### Iの場合

- 1 平ボディー、ワゴン車などの一般貨物運搬用車両
- 2 リース又はレンタルのもの
- 3 部品のみ購入

### II・III・IVの場合

- 1 住宅建設資金
- 2 倉庫（在庫置場）、車庫、物置のみの新築等の場合

## ③ 土地購入資金について

- 1 事業用の施設や設備（以下「施設等」という）に付随した土地を取得する場合、施設等の敷地として適正と認められる範囲を融資の対象とする。
- 2 土地を先行取得する場合は、予定される施設等の敷地として適正と認められる範囲を融資対象とする。この場合、投機目的の土地取得ではないことを明らかにし、原則6か月以内に施設等の建設や設置に着手することとし、これを挙証する書類（設計書、見積書、事業の計画書、建築確認申請書など）を提出すること。